

令和3年度 第1回清須市教育委員会定例会 会議録	
開催年月日	令和3年4月1日(木) 午前10時45分開会
開催場所	清須市役所南館3階大会議室
出席委員	教 育 長 齊 藤 孝 法 委員(教育長職務代理者) 堤 忠 正 委 員 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員 高 山 智 司
欠席委員	なし
本定例会に説明のため出席した者の職・氏名	教 育 部 長 加 藤 秀 樹 教 育 部 参 事 西 尾 博 人 学 校 教 育 課 長 吉 野 厚 之 生 涯 学 習 課 長 辻 清 岳 ス ポ ー ツ 課 長 浅 野 英 樹 学校給食センター管理事務所長 吉 田 剛 学 校 教 育 課 主 幹 犬 飼 実 幸 学 校 教 育 課 課 長 補 佐 大 沼 賀 敬
議事日程	日程第1 会議録署名委員の指名について 日程第2 令和2年度第12回定例会会議録の承認について 日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について 日程第4 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について 日程第5 同意第3号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について 日程第6 同意第4号 清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について 日程第7 同意第5号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について 日程第8 同意第6号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について 日程第9 同意第7号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について 日程第10 同意第8号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱又は任命について 日程第11 同意第9号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について 日程第12 同意第10号 清須市共同学校事務室室長の任命について 日程第13 議案第1号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案 日程第14 議案第2号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案 日程第15 議案第3号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案
会議録署名委員の氏名	教育長は、会議録署名委員に次の2人を指名した。 福 田 一 子 委 員 後 藤 小 百 合 委 員

議事の経過

○ 開会

齊藤教育長

おはようございます。
只今の出席委員数は5名です。過半数の出席がありますので、只今から令和3年度 第1回清須市教育委員会定例会を開催いたします。
本日の議事日程は、お手元に配付しましたとおりでございます。
ここで、あらかじめ申し上げます。委員並びに事務局職員の発言は、挙手により教育長を通してお願いいたします。

日程第1 会議録署名委員の指名について

齊藤教育長

日程第1、会議録署名委員の指名を行います。会議録署名委員には、福田委員と後藤委員を指名いたします。よろしくをお願いいたします。

日程第2 第12回定例会会議録の承認について

齊藤教育長

日程第2、第12回定例会会議録の承認についてを議題といたします。
事務局より説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。
それではお手元の令和2年度第12回清須市教育委員会定例会会議録の案をご覧ください。
表紙をおめくりいただきまして、開催日時が令和3年3月10日、水曜日、午前9時30分開会でございます。
出席委員につきましては、齊藤教育長ほか4名の方全員の出席でございます。説明のため出席した者は、教育部長ほか、7名の教育部職員でございます。
日程第1、会議録署名委員の指名後、日程第2、会議録の承認をいただきました。次に、日程第3、「清須市教育委員会規則等で定める様式の押印の特例に関する規則案」、日程第4、「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」、日程第5「令和3年度清須市教育委員会基本方針案」について、それぞれ議案を承認いただき、会議録としてまとめさせていただきました。1ページから7ページまでとなりますので、ご確認をお願いいたします。
また、その次といたしまして、非公開の会議録がございます。こちらは非公開の議案として日程第6、議案17号の「令和3年度県費負担教職員等の人事の内示について」をまとめた会議録となっておりますので、併せてご確認をお願いいたします。以上でございます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)

質疑なしと認めます。

これより、採決を行います。第12回定例会会議録については、原案のとおり承認することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、第12回定例会会議録については、原案のとおり承認されました。

この定例会閉会后、堤委員と高山委員におかれましては、会議録にご署名をお願いいたします。

日程第3 同意第1号 清須市教育委員会事務局教育部職員の任命について

齊藤教育長

日程第3、同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」ついてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」について。清須市教育委員会事務局教育部職員に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、令和3年4月1日付清須市職員の人事異動に伴い、地方教育行政の組織及び運営に関する法律、第18条第7項及び第34条の規定により、教育委員会事務局教育部の職員を任命するために必要があるからです。

1ページめくっていただきまして、今回の4月1日付のそれぞれの職員の人事異動についての一覧表となります。

まず、異動でございます。他部局から教育部へ異動、教育部内での昇格、再任用及び新規採用により配属された職員は、計16名です。次に、教育部より市長部局等へ異動した職員は、齋藤生涯学習課生涯学習係長のほか、4名です。次に、幼稚園の異動です。幼稚園に配属されていた1名が保育園に、退職となる第1幼稚園長が、再任用により、子育て支援センターに配属となりました。最後に、退職でございます。こちらについては、令和3年3月31日付にて退職いたしました計7名となります。

以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第1号「清須市教育委員会事務局教育部職員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第4 同意第2号 清須市立小中学校教務主任等の任命について

齊藤教育長	<p>日程第4、同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(学校教育課長 挙手)</p> <p>学校教育課長。</p>
学校教育課長	<p>はい。学校教育課長の吉野です。</p> <p>同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」について。清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。</p> <p>提案理由です。この案を提出するのは、令和3年4月1日付教職員人事異動に伴い、清須市立小中学校管理規則、第19条第3項及び第22条第1項の規定により、清須市立小中学校の教務主任、校務主任、保健主事、司書教諭、生徒指導主事及び進路指導主事を任命するために必要があるからです。</p> <p>1ページはねてください。こちらが4月1日付の発令者の一覧表でございます。県教職員の人事異動等により教務主任をはじめとした各役職を任命したものでございます。一覧表右側が昨年度、中側が今年度の任命者となっております。合計23名が対象者となっております。</p> <p>以上です。よろしくをお願いいたします。</p>
齊藤教育長	<p>これより質疑を行います。質疑はありませんか。</p> <p style="text-align: center;">(委員より、「なし。」の声あり)</p> <p>これで質疑を終わります。</p> <p>これより、採決をします。同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。</p> <p style="text-align: center;">[全員挙手]</p> <p>挙手全員です。従って、同意第2号「清須市立小中学校教務主任等の任命」については、原案のとおり同意されました。</p>

日程第5 同意第3号 清須市スポーツ推進委員の委嘱について

齊藤教育長	<p>日程第5、同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」についてを議題といたします。</p> <p>事務局より議案の説明をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">(スポーツ課長 挙手)</p> <p>スポーツ課長。</p>
スポーツ課長	<p>はい。スポーツ課長の浅野でございます。</p> <p>同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」について。清須市スポーツ推進委員に別紙の者を委嘱する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。</p> <p>提案理由です。この案を提出するのは、清須市スポーツ推進委員規則第4条の規定により、清須市スポーツ推進委員を委嘱するために必要があるからです。</p> <p>1ページはねてください。こちらが今回の委嘱者の一覧となっております。</p>

す。片山岩男氏をはじめ西枇地区7名、清洲地区9名、新川地区8名、春日地区7名の計31名を委嘱するものであります。任期につきましては、令和3年4月1日から令和5年3月31日までとなっております。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第3号「清須市スポーツ推進委員の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第6 同意第4号 清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱について

齊藤教育長

日程第6、同意第4号「清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第4号「清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱」について。清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師に別紙の者を委嘱する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校の学校医、学校歯科医及び学校薬剤師に関する規則第2条第1項の規定により、清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師を委嘱するために必要があるからです。

1ページはねてください。昨年度まで学校歯科医としてお願いしておりました3名の方から退任の申出を受け、新たに3名を委嘱するものです。また清洲中の学校薬剤師から退任の申出を受け、新たに1名を委嘱するものです。委嘱日は、令和3年4月1日からとなります。

以上です。よろしくお願ひいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第4号「清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第4号「清須市立学校の学校歯科医及び学校薬剤師の委嘱」については、原案のとおり同意されました。

日程第7 同意第5号 清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命について

齊藤教育長 日程第7、同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野です。
同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」について。清須市立小中学校スクールカウンセラーに別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市立小中学校の児童生徒の問題行動等に的確に対応するとともに、学校におけるカウンセリング機能の充実に資するため、スクールカウンセラーを任命するために必要があるからです。
1枚はねていただきますと、今年度各学校にスクールカウンセラーとして任命しようとする12名の一覧表でございます。備考の欄をご覧くださいと、6名の方が愛知県からの派遣となっております。県から派遣されたスクールカウンセラーに関しましては、中学校ごとに1名、4つの小学校に1名配属されるものとなっております。従いまして、本市は6名が配属されております。
なお、本市は充実した教育環境を整備したいという考えから、県からの派遣のほかに、市において任用した6名のスクールカウンセラーを学校に配属させていただいております。
なお、12名の方については、全ての方が臨床心理士の資格を保有しております。任命期間は令和3年4月1日から令和4年3月31日までとなっております。
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、採決をします。同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、同意第5号「清須市立小中学校スクールカウンセラーの任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第8 同意第6号 清須市青少年・家庭教育相談員の任命について

齊藤教育長 日程第8、同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員を任命」について。清須市青少年・家庭教育相談員に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、いじめ・不登校問題解消並びに問題行動等のある児童生徒及びその保護者に対し、専門的視野から助言指導を行う、清須市青少年・家庭教育相談員を任命するために必要があるからです。

1ページはねてください。こちらが本年度、任命しようとする3名となります。元校長の富田和美氏と元警察官の猪田利男氏は昨年度からの継続となります。また。県の補助金を活用し、元校長の岩田茂氏を任用し、3名体制となります。

県の補助要綱上では、教員OBなど、福祉や教育の分野において、知識・技術を有する者又は活動実績を有する者のうち、教育委員会が認める者をスクールソーシャルワーカーとしても活用することが可能となることから、2名の教員OBについては、その旨を併せてお認めいただきますようお願いいたします。なお、お認めいただきましたら、任用上の名称は、変更いたしません。が、教員OBの2名については、実質的に、スクールソーシャルワーカーとしての活動を行うとともに、関係機関とより連携した相談体制の拡充を図ることとしております。期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。以上です。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第6号「清須市青少年・家庭教育相談員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第9 同意第7号 清須市特別支援教育巡回指導員の任命について

齊藤教育長

日程第9、同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野でございます。

同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」について。清須市特別支援教育巡回指導員に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市立学校を巡回し、発達障害のある園児、児童生徒に対し、適切な就学並びに支援について助言を行う、清須市特別支援教育巡回指導員を任命するために必要があるからです。

1 ページはねてください。こちらの2名をそれぞれの学校の担当として任命しようとするものです。

1人目の李 慧英氏は、清洲・新川・春日地区を担当いただきます。昨年度までお願いしておりました、吉田ひとみ氏の退任に伴う交代となります。平成17年度には、西枇杷島中学校のスクールカウンセラーとして勤務経験をお持ちです。臨床心理士の資格をお持ちです。

2人目の小濱眞奈美は、西枇杷島地区を担当していただきます。臨床発達心理士等多種の資格を保有され、幼児教育や言語等の分野が得意で、豊学校での勤務経験が長い方です。幼稚園から小学校への連携について、ご支援をいただく予定です。

期間につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしくお願ひいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第7号「清須市特別支援教育巡回指導員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第10 同意第8号 清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命について

齊藤教育長

日程第10、同意第8号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい、学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

同意第8号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」について。清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員に別紙の者を委嘱、又は任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会設置規程第3条の規定により、清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員を委嘱、又は任命するために必要があるからです。

1 ページはねていただきまして、令和3年度清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員名簿でございます。

教育部長をはじめ学校栄養士までの計51名について、4月1日付で教育委員会が委嘱又は任命するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

なお、給食用物資選定委員会の学校部会と幼稚園・保育園部会は毎月1回招集されます。こちらで翌月の献立の物資を選定することとしております。

教頭、給食主任、保育園長は輪番制で代表者が出席をすることとなっております。また、教育部長、健康福祉部長、学校教育課長、子育て支援課長及び桃栄小学校長につきましては、年1回3月に開催する予定の本委員会のみのお出席を予定しております。

以上でございます。よろしく願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第8号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第8号「清須市学校給食センター給食用物資選定委員会委員の委嘱、又は任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第11 同意第9号 清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命について

齊藤教育長

日程第11、同意第9号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校給食センター管理事務所長 挙手)

学校給食センター管理事務所長。

学校給食センター管理事務所長

はい。学校給食センター管理事務所長の吉田でございます。

同意第9号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」について。清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市学校給食センター学校給食献立委員会規程第4条の規定により、清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員を任命するために必要があるからです。

1ページはねていただきまして、令和3年度清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の名簿でございます。

清須市立小学校及び中学校の給食主任、西枇杷島第一幼稚園長、栄養教諭及び学校栄養士の計16名について、4月1日付で教育委員会が任命するものでございます。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1

年間となっております。

なお、本委員会は毎月1回招集し、翌々月の献立について審議をするものでございます。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をします。同意第9号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第9号「清須市学校給食センター学校給食献立委員会委員の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第12 同意第10号 清須市共同学校事務室室長の任命について

齊藤教育長

日程第12、同意第10号「清須市共同学校事務室室長の任命」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(学校教育課長 挙手)

学校教育課長。

学校教育課長

はい。学校教育課長の吉野です。

同意第10号、清須市共同学校事務室室長の任命について。清須市立共同学校事務室における室長に別紙の者を任命する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市共同学校事務室設置規程第2条第2項の規定により、共同学校事務室における運営責任者として室長を任命するために必要があるからです。

1ページはねてください。清須市共同学校事務室における室長の任命者一覧となります。学校事務の業務を円滑に進めるため、市内12校を2つのブロックに分け、統括する者として室長を任命するものです。

室長は、Aブロックは、新川小学校の杵山浩二氏、Bブロックは、服部 愛氏とし、ブロックを構成する学校の事務職員の指導育成等や連携を図り、学校事務の効率化を進めていただくものとなります。

任期につきましては、令和3年4月1日から令和4年3月31日までの1年間となっております。

以上です。よろしくお願いいたします。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありませんか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、採決をいたします。同意第10号「清須市共同学校事務室室長の任命」については、原案のとおり同意することに賛成の委員の挙手を求め

ます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、同意第10号「清須市共同学校事務室室長の任命」については、原案のとおり同意されました。

日程第13 議案第1号 清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長

日程第13、議案第1号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」についてを議題といたします。

事務局より議案の説明をお願いいたします。

(生涯学習課長 挙手)

生涯学習課長。

生涯学習課長

はい、生涯学習課長の辻でございます。

議案第1号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案。」上記の議案を提出する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。

提案理由です。この案を提出するのは、清須市公民館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、清須市一場公民館等の設置等に関する所要の規定を整備する必要があるからです。

1ページおめくりください。改正文でございます。第4条は公民館管理事務所についての規定で、第5項は春日公民館でございます。規則文の内容を、他の公民館と同じ表現に合わせるものでございます。

また、新たに第5項として、令和3年4月1日に共用開始となった一場公民館についての事務規定を、第1号から第3号まで定めるものでございます。それに伴い、春日公民館の規定は、第5項から第6項へ改正となります。

この規則は、令和3年4月1日から施行するものであります。以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第1号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第1号「清須市教育委員会事務組織規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第14 議案第2号 清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長 日程第14、議案第2号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(学校教育課長 挙手)
学校教育課長。

学校教育課長 はい。学校教育課長の吉野です。
議案第2号「清須市小中学校管理規則の一部を改正する規則案。上記の議案」を提出する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、令和3年度県費負担教職員等の異動に伴い、共同学校事務室を置く学校を変更する必要があるからです。
2ページおめくりください。新旧対照表となります。先にご同意いただいた共同学校事務室室長、杵山浩二氏、服部 愛氏の在籍校へ共同学校事務室を変更する改正となります。
なお、愛知県教育委員会との協議により、共同学校事務室を置く学校については、規則に定めることとされており、人事異動や退職等で変更が必要となるときには、改正を行うものとなります。
以上です。よろしくをお願いいたします。

齊藤教育長 これより質疑を行います。質疑はありますか。
(委員より、「なし。」の声あり)
これで質疑を終わります。
これより、採決をいたします。議案第2号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。
[全員挙手]
挙手全員です。従って、議案第2号「清須市立小中学校管理規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

日程第15 議案第3号 清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案

齊藤教育長 日程第15、議案第3号「清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案」についてを議題といたします。
事務局より議案の説明をお願いいたします。
(生涯学習課長 挙手)
生涯学習課長。

生涯学習課長 はい、生涯学習課長の辻でございます。
議案第3号「清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案。」上記の議案を提出する。令和3年4月1日提出。清須市教育委員会教育長、齊藤孝法。
提案理由です。この案を提出するのは、清須市公民館の設置及び管理に関する条例の改正に伴い、清須市一場公民館等の設置等に関する所要の規定を整備する必要があるからです。1枚おめくりください。改正文でございます。

第1条は規則の趣旨であり、一場公民館の名称を新たに加えるものでございます。第6条は、利用許可に関する事項で、改正前はホールや展示室など、利用可能な部屋について、全ての施設における全ての部屋の名称を掲載しておりましたが、それらは全て、「清須市公民館の設置及び管理に関する条例」の別表に規定されておりますことから、「条例別表第2に規定する公民館の施設」という表現に改正し、さらに「ホール」を「次の掲げる会場」に改め、カッコ1からカッコ4まで、具体的なホールの名称を規定いたします。

また、別表「朝日公民館」においては、実習室の名称を和室に改め、さらに、一場公民館の施設区分及び利用期間を、新たに加えるものであります。

この規則は、令和3年4月1日から施行します。

以上です。よろしく申し上げます。

齊藤教育長

これより質疑を行います。質疑はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

これで質疑を終わります。

これより、討論を行います。討論はありますか。

(委員より、「なし。」の声あり)

討論なしと認めます。

これより、採決をいたします。議案第3号「清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり決定することに賛成の委員の挙手を求めます。

[全員挙手]

挙手全員です。従って、議案第3号「清須市公民館の設置及び管理に関する条例施行規則の一部を改正する規則案」については、原案のとおり可決されました。

○ 閉会

齊藤教育長

以上で本日の日程は、全部終了いたしました。

これで、令和3年度 第1回清須市教育委員会定例会を閉会といたします。

閉会 正午

会議の経過を記載して、その相違ないことを証するためここに署名する。

教育長 齊藤孝法

署名委員 福田一子

署名委員 後藤小百合